

## 紀の川市 個人情報ファイル簿

作成年月日(修正した場合にあっては、直近の修正年月日)	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	学齢簿
行政機関等の名称	紀の川市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育総務課
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第1条第1項の規定により学齢簿の編成を行い、入学通知書、小中学校の転出入、就学関係事務を含む学籍全般に関する事務処理を行う。また、学齢簿を基に各学校において、指導要録等、必要諸表簿等の整備を行う
記録項目	①氏名、②性別、③生年月日(年齢)、④住所、⑤続柄、⑥学業・学歴
記録範囲	学齢期の児童生徒及び保護者
記録情報の収集方法	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第1条第2項の規定により、住民基本台帳に基づき編成
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	紀の川市総務部総務課 和歌山県紀の川市西大井338番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	記録項目の①から⑥までの項目の内容に変更があった場合の訂正については、学校教育法施行令第3条の規定による。
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	なし
行政機関等匿名加工情報の概要	なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—
備考	なし